

証券コード 7600  
2021年5月28日

## 株 主 各 位

東京都新宿区市谷台町12番2号  
株式会社**日本エムディ・エム**  
代表取締役社長 大川正男

### 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月17日（木曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号  
京王プラザホテル 南館4階 扇  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

- 報告事項 1 第49期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第49期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役11名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の座席数を大幅に少なくしております。ご来場のお見合わせをご検討いただき、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会へご出席いただける場合



開催日時

2021年6月18日（金）  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本冊子をご持参ください。



### 株主総会にご出席いただけない場合

#### <郵送で議決権を行使される場合>



行使期限

2021年6月17日（木）  
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご投函ください。

#### <インターネットで議決権を行使される場合>



行使期限

2021年6月17日（木）  
午後5時まで

次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご送信ください。

詳しくは次ページをご覧ください。>

#### [ご注意事項：議決権の重複行使について]

- ① 書面もしくはインターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものをお効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② 書面とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 書面とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ◎ 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただいております。代理人がご出席される際は、代理権を証明する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.jmdm.co.jp/>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

#### ■ インターネットによる議決権行使について

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

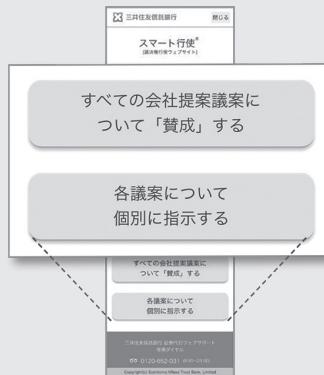
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



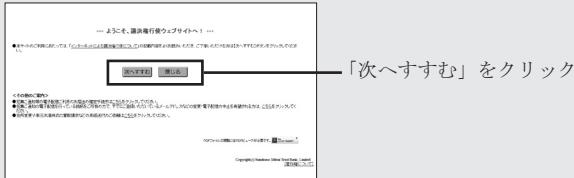
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

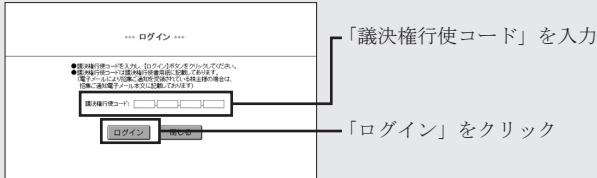
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

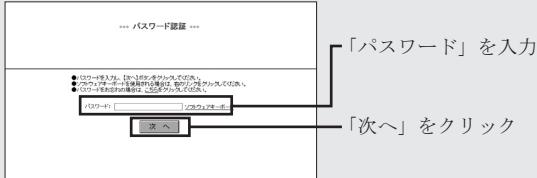
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があり、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関する  
パソコン等の  
操作方法が  
ご不明な場合

上記以外の場合

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎ 0120-652-031  
(受付時間 9:00~21:00)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
☎ 0120-782-031  
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

以 上

**事業報告**  
(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

**1. 企業集団の現況に関する事項**

**(1) 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による影響を受け、当社グループの経済活動は大きく制限されました。その結果、売上高は16,738百万円（前連結会計年度比1,345百万円減、同7.4%減）、営業利益2,168百万円（前連結会計年度比475百万円減、同18.0%減）、経常利益2,125百万円（前連結会計年度比456百万円減、同17.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,664百万円（前連結会計年度比500百万円減、同23.1%減）となりました。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、日本国内の売上高は前連結会計年度比1.3%増の11,063百万円となりました。一方、米国では新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、米国の外部顧客への売上高はUSドルで前連結会計年度比18.6%減、円換算後は前連結会計年度比20.8%減の5,674百万円となりました。

人工関節分野は、新型コロナウイルス感染症の影響により日本国内及び米国の売上高合計は前連結会計年度比13.6%減の10,056百万円となりました。日本国内の売上高は前連結会計年度比2.6%減となり、人工関節置換術の延期・中止の影響を大きく受けた米国の売上高は前連結会計年度比20.6%減となりました。

骨接合材料分野は、2020年4月発出の緊急事態宣言に伴う外出制限などの影響により前年比で症例数が減少し、日本国内の売上高は前連結会計年度比1.7%減の3,697百万円となりました。なお「ASULOCK」は2020年7月から徐々に出荷制限を解除しており、医療機関への供給は回復傾向にあります。

脊椎固定器具分野は新型コロナウイルス感染症の影響による脊椎固定術の延期・中止がありましたが、日本国内において「KMC Kyphoplasty システム」が引き続き好調に推移したことから、日本国内及び米国の売上高合計は前連結会計年度比15.6%増（日本国内16.6%増、米国50.1%減）の2,596百万円となりました。

売上原価は、新型コロナウイルス感染症の影響による米国売上の減少等により自社製品売上高比率が低下したことなどから、売上原価率は悪化し31.8%（前連結会計年度は29.2%）となりました。

販売費及び一般管理費合計は、米国での売上減少に伴い支払手数料（コミッション・ロイヤリティ）が減少したこと、また新型コロナウイルス感染症の影響により営業活動が制限され旅費交通費や販売促進費等が減少したことから、全体で前連結会計年度比9.0%減の9,249百万円と減少しました。なお売上高販管費率は55.3%（前連結会計年度は56.2%）に低下しました。

営業利益は、売上高の減少等により、2,168百万円（前連結会計年度比18.0%減）となりました。

経常利益は、受取手数料11百万円など営業外収益を17百万円計上し、支払利息40百万円など営業外費用を60百万円計上した結果、2,125百万円（前連結会計年度比17.7%減）となりました。

特別損益は、医療工具などの固定資産除却損37百万円と遊休資産の売却に伴う減損損失54百万円を特別損失に計上しました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,664百万円（前連結会計年度比23.1%減）となりました。

セグメント別売上概況は次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年度比
		金額(千円)	(%)
医療機器類	日本	11,063,924	101.3
	人工関節	4,399,463	97.4
	骨接合材料	3,697,557	98.3
	脊椎固定器具	2,578,794	116.6
	人工骨	213,767	85.5
	その他	174,341	95.1
	米国	5,674,250	79.2
	人工関節	5,657,012	79.4
	脊椎固定器具	17,237	49.9
連結売上高		16,738,174	92.6

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。また、上記金額に、消費税等は含まれておりません。

## (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,418百万円で、その主なものは医療工具類の取得1,163百万円であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第46期 (2018年3月期)	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期) 当連結会計年度
売上高(百万円)	14,807	16,728	18,083	16,738
経常利益(百万円)	1,964	2,208	2,581	2,125
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,425	1,984	2,164	1,664
1株当たり当期純利益(円)	53.99	75.17	82.02	63.09
総資産(百万円)	20,870	23,492	24,917	25,193
純資産(百万円)	13,263	15,233	16,993	18,713

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第46期 (2018年3月期)	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期) 当事業年度
売上高(百万円)	9,545	10,162	10,923	11,063
経常利益(百万円)	1,055	1,189	1,275	1,479
当期純利益(百万円)	711	979	969	1,255
1株当たり当期純利益(円)	26.95	37.10	36.74	47.60
総資産(百万円)	15,884	18,007	18,634	19,443
純資産(百万円)	12,462	13,247	13,942	14,914

## (5) 対処すべき課題

日本では、2020年12月15日に「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、その中で、医療については、少子高齢化が急速に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築すべく、「医療提供体制の改革」、「後期高齢者の自己負担割合の在り方」、「大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大」への取組みを進めるとしております。また、2040年に向けていわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となって高齢者人口がピークを迎えるなど急速に進む高齢化やQOL(quality of Life)向上ニーズの高まりにより、症例数の増加は見込めるものの、社会保障関係費の抑制は不可避であり、診療報酬改定による償還価格のマイナス改定など厳しい市場環境が継続するものと想定しております。

米国では、人工関節市場は引き続き成長が見込まれるもの、患者側の治療コスト負担削減ニーズの高まりに伴い、入院ではなく外来で人工関節手術を行うASC(Ambulatory Surgical Center)が増加傾向にあり、インプラントの提供だけではなく、術後の患者ケアをスマートフォンやスマートウォッチなどITを使い効率的に行うなど様々なソリューションに対するニーズが拡大していることから、当社グループに期待される役割も変化していくものと考えております。

なお、対処すべき最大の課題は、現在も収束の見通しが不透明な新型コロナウイルス感染症への対応であります。

日本においては、2021年1月に栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域において発出された緊急事態宣言は順次解除されましたが、その後も感染者数のリバウンドが見られたため、2021年4月に東京都、京都府、大阪府、兵庫県に3回目の緊急事態宣言が発出され、ワクチン接種も大きな進捗がない状況となっております。加えて、患者の医療機関訪問に対する感染リスク意識が根強く、医療機関側も人工関節置換術や脊椎固定術の症例の中で、緊急性が低いと判断される症例については引き続き手術を延期する傾向にあることから、今後、症例数は緩やかに回復していくものの、平時の症例数レベルに戻るには未だ時間を要するものと思われます。

米国においては、バイデン大統領が2021年5月1日までに18歳以上の希望者全員にワクチンを接種できる体制を整えると表明しております。ワクチン接種が急速に進む中、自然感染を除くワクチン接種のみで夏までに集団免疫（全人口の7割に接種）に到達する可能性があることから、上半期の人工関節市場は一定の影響を受けるものの、下半期には症例数が回復すると想定しております。

さて、当社は、2022年3月期（第50期）から2024年3月期（第52期）の3か年を実施期間とする中期経営計画「MODE2023」を策定し、その中期経営方針として「治療成績の向上等、様々な医療現場ニーズへの対応に加え、治療価値向上（安全性・有効性、入院期間短縮による治療収益改善など）に資するサービス（インプラント・医療工具、手術支援システムなど）を、より高い専門性をもってタイムリーに医療現場に提供し患者のQOL向上に貢献する。」を掲げました。また重点施策として「海外ビジネスの拡大」、「開発・調達力の強化」、「人材・組織の専門性強化」、「デジタル化の推進」の4つを実行して参ります。

一方、日本国内における償還価格引下げの影響や、為替変動による収益性低下の影響を極小化するために、売上原価（製造原価）の更なる低減に向け、コスト競争力のあるベンダーからの調達拡大や、米国子会社による自社製造比率の拡大による売上原価低減、ITを使った在庫運用状況の可視化や業務プロセス改善による販売費及び一般管理費の効率化により収益性の維持・改善に努めて参ります。

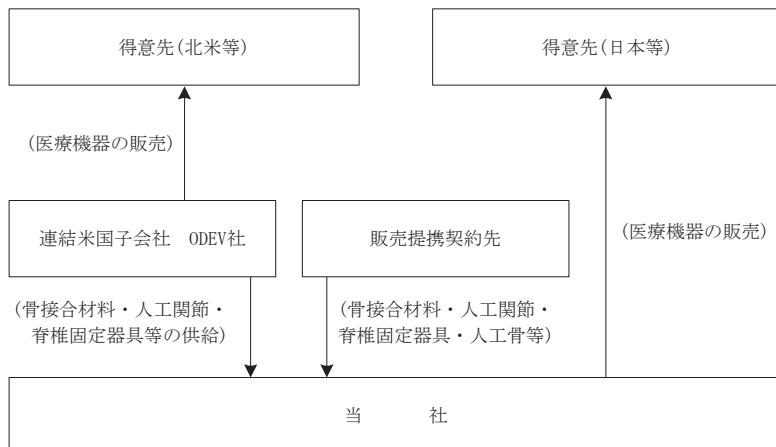
## (6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び海外子会社2社等で構成され、整形外科分野を中心とした医療機器類の輸入、開発、製造、販売を主な事業活動内容としております。

当社グループの売上は、整形外科分野の医療機器類の取り扱いが大半を占めています。具体的には、当社が、米国子会社Ortho Development Corporation（以下「ODEV社」）及び販売提携契約等に基づき国内外メーカーから、骨接合材料、人工関節、脊椎固定器具、人工骨等製商品を仕入れ、日本国内において販売を行っております。

また、ODEV社は、骨接合材料、人工関節や脊椎固定器具等の開発製造を行い、当社に対して製品供給を行う一方、独自に米国市場を中心として人工関節、脊椎固定器具等の販売を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(7) 主要な営業所及び工場等 (2021年3月31日現在)

		名 称	所 在 地
国内	本社	本社	東京都新宿区
	営業所	札幌営業所	北海道札幌市
		仙台営業所	宮城県仙台市
		北関東営業所	埼玉県さいたま市
		埼玉営業所	
		東京第一営業所	東京都新宿区
		東京第二営業所	
		東京第三営業所	
		横浜営業所	
		中部営業所	愛知県名古屋市
		京都営業所	大阪府吹田市
		大阪営業所	
		神戸営業所	
		中国第一営業所	岡山県岡山市
		中国第二営業所	広島県広島市
		四国営業所	香川県高松市
		福岡営業所	福岡県福岡市
		南九州営業所	
	商品センター	東京商品センター	東京都大田区
海外	子会社	Ortho Development Corporation	米国ユタ州
		Ortho Development Pty Ltd.	豪州クイーンズランド州

(8) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

人 数	前 年 比 増 減
449名	7名増

② 当社の使用人の状況

区 分	人 数	前 年 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	198名	一名	38.8歳	12.4年
女 性	63名	3名増	37.9歳	10.2年
合計又は平均	261名	3名増	38.6歳	11.9年

(9) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	877百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	741百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	720百万円
Wells Fargo Bank, National Assosiation	304百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	110百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	109百万円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資状況 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
Ortho Development Corporation	23,508千米ドル	98.2%	医療機器の開発製造販売

## 2. 当社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 37,728,000株      |
| (2) 発行済株式の総数   | 26,475,880株      |
|                | (自己株式15,170株を含む) |
| (3) 株主数        | 5,083名           |
| (4) 大株主（上位10名） |                  |

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本特殊陶業株式会社	7,942,764 株	30.01 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,835,527	14.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,319,300	8.76
渡邊 崇史	1,168,800	4.41
渡辺 康夫	1,012,064	3.82
島崎 一宏	893,302	3.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	646,300	2.44
日下部 博	390,529	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY	389,813	1.47
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	245,200	0.92

(注) 持株比率は、自己株式(15,170株)を控除して計算しております。なお、自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式76,827株を含めておりません。

### 3. 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 川 正 男		子会社 Ortho Development Corporation 取締役 Ortho Development Pty Ltd. 取締役
取 締 役	瀬 下 克 彦	営 業 本 部 長	
取 締 役	近 藤 浩 一	マーケティング本部長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	弘 中 俊 行	経 営 企 画 担 当	子会社 Ortho Development Corporation 取締役 Ortho Development Pty Ltd. 取締役
取 締 役	澤 木 直 人	管 理 本 部 長 兼 S C M 本 部 長	
取 締 役	日 高 康 明	営 業 副 本 部 長	
取 締 役	高 柳 好 之		日本特殊陶業株式会社上席執行役員
取 締 役	寺 下 和 良		日本特殊陶業株式会社執行役員
社外取締役	石 川 浩 司		大原法律事務所所属弁護士 大和ハウスリート投資法人監督役員
社外取締役	佐 分 紀 夫		レイズネクスト株式会社社外取締役監査等委員
常勤監査役	沼 田 逸 郎		
社外監査役	山 田 美代子		山田公認会計士事務所所長 有限会社シーズンズパートナーズ代表取締役 税理士法人四季会計代表社員 株式会社四季カンパニー代表取締役
社外監査役	半 澤 彰 一		

- (注) 1. 当社は、社外取締役石川浩司氏、佐分紀夫氏、社外監査役山田美代子氏、半澤彰一氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役山田美代子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

中垣紳司氏は、2020年6月19日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

保険料は全額当社が負担しています。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役会は、経営陣の報酬等につき、透明性・客觀性を高めるため、任意の指名・報酬諮問委員会にて内容を検討した上、取締役会の決議により決定します。当社の役員報酬水準は、外部調査機関のデータによる報酬水準の比較を行ったうえで、任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて決定しています。比較対象は、国内における当社と同規模程度の企業としています。

・指名・報酬諮問委員会

当社は、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。当該委員会は、社外取締役2名と代表取締役の計3名で構成され、社外取締役が委員長を務めています。

② 取締役の報酬等

- ・取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と中長期の企業価値の持続的な向上に対する動機付けに配慮した体系としています。なお、取締役会は、同方針に基づき、短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を設定しています。
- ・取締役の報酬総額は、1997年8月20日開催の第25回定時株主総会で年額600,000,000円（当該株主総会で承認を受けた内容は、月額50,000,000円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、業績連動型株式報酬は、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会で承認を受けた株式交付信託を採用しており、拠出の上限額は、信託期間中に120,000,000円と決議しています。なお、信託を延長する場合には、追加拠出の上限額は、延長した信託期間1年毎に40,000,000円としています。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

- ・当社の取締役報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬により構成されており、その割合は原則として、目標達成時に概ね以下のとおりとしています。

取締役の報酬	基本報酬	短期業績連動報酬 (賞与)	中長期業績連動型 株式報酬
割合	60%	30%	10%

- ・当社の業績連動報酬に係る指標は、全社業績指標と個人業績指標により構成されており、全社業績評価指標は、当社の経営管理数値目標、指標の相互の関連性から判断し、連結売上高、連結当期純利益、連結フリー・キャッシュ・フロー、その他としています。また、個人業績評価指標は担当部門の目標としています。

- ・当社の役員報酬の内、業績連動報酬と業績連動型株式報酬の額は、業績評価項目の目標値に対する達成状況に応じて定める業績係数により決定しています。業績評価項目、ウェイトは、指名・報酬諮問委員会からの答申を取り締役会にて決議したものを使用することとしています。また、目標値は、取締役会で決議した業績予想値を使用しています。

評価項目	評価指標	評価ウェイト		2020年3月期 数値目標 (百万円)	2020年3月期 実績 (百万円)
		代表取締役	取締役		
会社業績	連結売上高	20%	10%	18,200	18,083
	連結当期純利益	60%	20%	1,720	2,164
	連結フリー・キャッシュ・フロー	20%	10%	408	942
	その他	0%	10%	—	—
個人業績	担当部門目標値	0%	50%	—	—

- ・取締役の個人別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業績指標に基づく評価を代表取締役が行い、指名・報酬諮問委員会が原案について、その評価プロセスや評価の考え方及び報酬額水準の妥当性を確認し、多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

- ・社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まないものとします。

### ③ 監査役の報酬等

- ・監査役の報酬総額は、1997年8月20日開催の第25回定時株主総会で年額120,000,000円（当該株主総会で承認を受けた内容は、月額10,000,000円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。各監査役が受ける報酬等の額は、監査業務の分担の状況を考慮し、監査役の協議をもって決定しています。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬(賞与)	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	179	109	55	14	9
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	—	—	1
社外取締役	14	14	—	—	2
社外監査役	8	8	—	—	2

(注) 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬制度の対象となっている取締役(社外取締役を除く)は5名です。

業績連動型株式報酬は、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会におきまして決議いただきました株式交付信託を採用しています。なお、本年度中に交付した株式はございません。

## (7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外監査役山田美代子氏は、有限会社シーズンズパートナーズの代表取締役、税理士法人四季会計の代表社員、及び株式会社四季カンパニー代表取締役を兼務しております。なお、当社は、有限会社シーズンズパートナーズ、税理士法人四季会計、及び株式会社四季カンパニーとの間に特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役石川浩司氏は、大和ハウスリート投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、大和ハウスリート投資法人との間に特別の関係はありません。
  - ・社外取締役佐分紀夫氏は、レイズネクスト株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。なお、当社は、レイズネクスト株式会社との間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

	出席状況（出席率）	主な活動状況
石川浩司	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	取締役会や業務執行役員会等に出席し、主に弁護士としての豊富な知識と経験から、議案・審議等につきコンプライアンスやリスクの観点で必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
佐分紀夫	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	取締役会や業務執行役員会等に出席し、主に公認会計士として培われた専門的な知識、さらに他の会社の経営経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
山田美代子	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	監査役会及び取締役会に出席し、必要に応じ、公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
	監査役会14回開催のうち14回 (100%)	
半澤彰一	取締役会16回開催のうち16回 (100%)	監査役会及び取締役会に出席し、管理部門や海外経験で培ったガバナンスに対する豊富な知識と経験から当社のコンプライアンスやリスクについての発言を行っております。
	監査役会14回開催のうち14回 (100%)	

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の額	23百万円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 子会社の会計監査人の状況

米国子会社Ortho Development Corporationは、Grant Thorntonの監査を受けております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決定または決議の内容の概要

- (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社グループの役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い法令等違反行為を未然に防止する。
  - ② 業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に適法性の確認をとることができる体制を整える。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
  - ② 当社の取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。
  - ③ 当社の文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社のリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。
  - ② 当社の重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社の取締役会は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を定め、グループ会社全体として達成すべき目標を明確にする。
  - ② 当社の取締役会の下部組織として当社の経営会議等を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
  - ③ 当社の組織規程、業務分掌規程に従い、担当部門、職務権限等を明確化する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い、及び内部監査を担当する当社の内部監査室により、法令等違反行為の未然防止を図る。
  - ② 当社の内部通報制度により、社内または社外の窓口に相談できる体制とする。
- (6) 子会社の取締役の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制  
当社及び子会社の取締役が出席する子会社役員会を月1回開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し適宜報告を義務付ける。
- (7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標を定める。
- (9) 子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、当社グループの取締役及び使用人に対し、年1回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (10) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。
  - ② 子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。
- (11) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命する。
- (12) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・命令に従わなければならぬ。当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。
- (13) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (14) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ① 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
  - ② 内部通報制度を担当するコンプライアンス委員会は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- (15) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(16) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から費用の前払い等の請求または償還等の請求があった場合には、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

② 常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。

(18) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保のため、内部統制システムを構築しており、その仕組みが適正に機能していることを内部監査室が定期的に評価し社長に報告をする。また、内部監査室が、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう監査することで、内部統制が有効に機能する体制としている。

(19) 当社の反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした態度で対応する事を「役職員行動規範」に定めている。また、反社会勢力の対応統括部署を人事総務部と定めており、警察と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制としている。

## 6. 事業の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

(1) リスク管理に対する取り組み

リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクを抽出・評価のうえ、2016年4月にリスク管理委員会を開催し、リスク毎の対応策を検討しました。以後、半期毎にモニタリングを実施することでリスク管理を強化しました。

(2) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする担当分野別重点施策進捗管理のための会議を月一回開催し、各取締役の担当部門の重点施策について月次進捗レビューを行いました。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信することでコンプライアンスの意識向上に取り組みました。また、コンプライアンス（法令順守）に関する事例を記載したコンプライアンス・ガイドブックを配布し、コンプライアンス説明会を実施しました。

(4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や役職者へのヒアリングを行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	[ 2,834,293]
現金及び預金	2,466,331	支払手形及び買掛金	584,621
受取手形及び売掛金	4,477,763	短期借入金	998,061
商品及び製品	7,566,961	リース債務	32,233
仕掛品	373,212	未払法人税等	230,897
原材料及び貯蔵品	1,303,175	未払費用	380,971
その他の	126,443	未払金	270,246
貸倒引当金	△1,188	賞与引当金	173,272
<b>固定資産</b>	[ 8,880,518]	役員賞与引当金	54,220
<b>有形固定資産</b>	( 7,450,002)	その他の	109,768
建物及び構築物	717,258	<b>固定負債</b>	[ 3,645,692]
機械装置及び運搬具	350,784	長期借入金	2,020,713
工具、器具及び備品	4,426,331	リース債務	38,388
土地	1,950,707	退職給付に係る負債	998,831
その他の	4,919	役員株式給付引当金	71,322
<b>無形固定資産</b>	( 254,447)	資産除去債務	28,815
<b>投資その他の資産</b>	( 1,176,069)	長期預り金	7,000
繰延税金資産	1,087,377	繰延税金負債	480,621
その他の	88,692	<b>負債合計</b>	6,479,985
		<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	[ 18,182,866]
		資本金	( 3,001,929)
		資本剰余金	( 2,587,029)
		利益剰余金	( 12,705,447)
		自己株式	( △111,539)
		その他の包括利益累計額	[ 445,901]
		繰延ヘッジ損益	( 2,788)
		為替換算調整勘定	( 475,850)
		退職給付に係る調整累計額	( △32,737)
		<b>非支配株主持分</b>	[ 84,464]
		<b>純資産合計</b>	18,713,232
<b>資産合計</b>	25,193,218	<b>負債及び純資産合計</b>	25,193,218

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)

(2021年3月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金 額
売 上 高	16,738,174
売 上 原 価	5,319,690
売 上 総 利 益	11,418,484
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,249,533
當 業 利 益	2,168,951
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	150
受 取 手 数 料	11,376
そ の 他	5,967
	17,493
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	40,813
為 替 差 損	606
シ ン ジ ケ エ ト ロ ー ン 手 数 料	8,836
そ の 他	10,562
	60,818
經 常 利 益	2,125,625
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	37,239
減 損 損 失	54,013
	91,252
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,034,373
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	379,183
法 人 税 等 調 整 額	△25,554
当 期 純 利 益	353,628
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,680,744
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	16,226
	1,664,517

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)

(2021年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	3,001,929	2,587,029	11,305,538	△111,259	16,783,237
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△264,608		△264,608
親会社株主に帰属する当期純利益			1,664,517		1,664,517
自己株式の取得				△279	△279
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,399,908	△279	1,399,629
2021年3月31日残高	3,001,929	2,587,029	12,705,447	△111,539	18,182,866

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年4月1日残高	21,542	325,813	△202,293	145,062	65,010	16,993,309
連結会計年度中の変動額						
剩 余 金 の 配 当						△264,608
親会社株主に帰属する当期純利益						1,664,517
自己株式の取得						△279
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△18,753	150,037	169,555	300,839	19,453	320,293
連結会計年度中の変動額合計	△18,753	150,037	169,555	300,839	19,453	1,719,922
2021年3月31日残高	2,788	475,850	△32,737	445,901	84,464	18,713,232

# 連結注記表

## I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数：3社……………Ortho Development Corporation  
Ortho Development Pty Ltd.  
他1社

3. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、記載すべき事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部  
純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法に  
より算定しております。）

② デリバティブ取引：時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており  
ます。

・商品及び製品：総平均法

・原材料及び貯蔵品：総平均法

・仕掛品：総平均法

但し、在外子会社の製品、原材料、仕掛品については先  
入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① リース資産以外

の有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 : 6～65年

機械装置及び運搬具 : 4～12年

工具器具及び備品 : 2～15年

② リース資産以外

の無形固定資産：定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における要給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引  
金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引  
借入金の利息

③ ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から当連結会計年度末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で均等償却しております。

(8) 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。

(9) 表示方法の変更  
(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(II 会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(10) 追加情報

当連結会計年度における会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しておりますが、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や収束時期には相当程度の不確実性があることから、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済環境等が現時点の想定と乖離する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度末における繰延税金資産は1,087百万円であります。

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、販売価格の低下による売上減少の可能性等を考慮しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

## 2. たな卸資産の評価

当連結会計年度末におけるたな卸資産は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、その内訳は商品及び製品7,566百万円、仕掛品373百万円、原材料及び貯蔵品1,303百万円であります。なお簿価切下げによるたな卸資産の評価損150百万円が売上原価に含まれております。

たな卸資産の計上は、連結会計年度末において正味売却可能価額が帳簿価額を下回っている場合は収益性が低下していると判断し、期末帳簿価額を当該正味売却可能価額まで切下げております。通常の販売目的で保有するたな卸資産の正味売却可能価額は、直近の販売実績、経過年数及び販売終了予定等を考慮しながら算定しております。期末における正味売却可能価額と帳簿価額との差額は売上原価等に計上することから、将来の市場環境の変化等により業績が悪化し、正味売却可能価額が著しく下落した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## III 連結貸借対照表に関する注記

### 1. コミットメントライン契約

当社及び連結子会社では、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行高	100,000千円
差引	1,900,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	10,456,062千円
-------------------	--------------

#### IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,475,880株

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	264,608	10.00	2020年 3月31日	2020年 6月22日

###### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	291,067	11.00	2021年 3月31日	2021年 6月21日

##### 3. 当連結会計年度末における新株予約権（行使期間未到来のものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期の預金で運用し、資金調達については銀行借入等によっています。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建て金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避するための利用に限定しております、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従いリスク低減を図っております。

金利の変動リスクに関しては、金利の相場を定期的に把握しております。長期借入金については金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、固定金利以外のものについては個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してあります。

なお、デリバティブ取引は、取引権限や取引範囲等を定めた社内規程に基づき管理等を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2) 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,466,331	2,466,331	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,477,763	4,477,763	—
資産計	6,944,094	6,944,094	—
(1) 支払手形及び買掛金	584,621	584,621	—
(2) 短期借入金	366,080	366,080	—
(3) 長期借入金 (1年内返済分を含む)	2,652,695	2,652,579	△115
(4) リース債務	70,621	70,624	3
負債計	3,674,018	3,673,905	△112
デリバティブ取引(※)	4,018	4,018	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額を表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 長期借入金(1年内返済分を含む)、(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引  
ヘッジ会計が適用されている取引

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	賃掛金	218,860	—	4,018

※時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
該当事項はありません。

(注3)金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,466,331	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,477,763	—	—	—
合計	6,944,094	—	—	—

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金 (1年内返済分を含む)	631,981	1,889,946	130,766	—

## VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 706円07銭

2. 1株当たり当期純利益 63円09銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は76,827株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は76,827株あります。

## VIII 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

株式会社日本エム・ディ・エム  
取締役会御中

2021年5月13日

#### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新井達哉㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石上卓哉㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エム・ディ・エム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上のことについて検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会  
常勤監査役 沼田 逸郎 印  
社外監査役 山田 美代子 印  
社外監査役 半澤 彰一 印

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流动資産	[ 10,868,793]	流动負債	[ 2,141,857]
現金及び預金	2,151,035	買掛入債	599,935
受取手形	874,565	短期借入債	637,198
電子記録債権	1,193,611	未払利息	32,233
売掛金	1,735,326	未払金	270,246
商品及び製品	4,763,064	未払費用	77,075
仕掛け品	21,679	未払法人税等	187,908
原材料及び貯蔵品	44,856	未払消費税等	95,448
前渡金	279	賞与引当金	173,272
前払費用	55,418	役員賞与引当金	54,220
短期貸付	821	預り金	14,320
未収入金	22,011	固定負債	[ 2,387,758]
そ貸倒引当金	7,316	長期借入金	1,290,586
△1,195		リース債務	38,388
固定資産	[ 8,575,184]	退職給付引当金	951,645
有形固定資産	( 4,816,440)	役員株式給付引当金	71,322
建物	373,926	長期預り金	7,000
構築	3,452	資産除去債務	28,815
機械及び装置	44,147	負債合計	4,529,616
車両運搬器具	1,723	純資産の部	
工具、器具及び備品	2,470,274	株主資本	[ 14,911,572]
土地	1,922,916	資本剰余金	( 3,001,929)
無形固定資産	( 172,057)	資本準備金	( 2,587,029)
ソフトウェア	162,887	利益剰余金	( 9,434,153)
電話加入権	9,170	利益準備金	197,500
投資その他の資産	( 3,586,685)	その他利益剰余金	9,236,653
関係会社株式	2,643,682	別途積立金	4,913,000
長期貸付	2,976	繰越利益剰余金	4,323,653
繰延税金資産	854,851	自己株式	( △111,539)
差入保証金	42,128	評価・換算差額等	[ 2,788]
その他の	43,047	繰延ヘッジ損益	2,788
資産合計	19,443,977	純資産合計	14,914,361
		負債及び純資産合計	19,443,977

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金 額
売 上 高	11,063,924
売 上 原 価	4,465,745
売 上 総 利 益	6,598,178
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,207,198
當 業 利 益	1,390,980
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	150
業 務 受 託 料	100,000
受 取 手 数 料	11,376
そ の 他	3,995
	115,522
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,125
為 替 差 損	2,382
シ ン ジ ケ ト ロ ー ン 手 数 料	8,836
そ の 他	5,063
	27,408
經 常 利 益	1,479,094
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	35,349
減 損 損 失	54,013
	89,363
稅 引 前 当 期 純 利 益	1,389,731
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	234,172
法 人 稅 等 調 整 額	△100,377
当 期 純 利 益	133,795
	1,255,936

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位 千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金			その他の利益剰余金					
	資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
2020年4月1日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	3,332,326	△111,259		13,920,525		
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△264,608			△264,608		
当期純利益					1,255,936			1,255,936		
自己株式の取得						△279		△279		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	991,327	△279		991,047		
2021年3月31日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	4,323,653	△111,539		14,911,572		

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	21,542	21,542	13,942,067
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△264,608
当期純利益			1,255,936
自己株式の取得			△279
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△18,753	△18,753	△18,753
事業年度中の変動額合計	△18,753	△18,753	972,294
2021年3月31日残高	2,788	2,788	14,914,361

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
  - (2) その他の有価証券  
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
3. デリバティブ取引：時価法
4. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有するたな卸資産  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
  - (1) 商 品：総平均法
  - (2) 製 品：総平均法
  - (3) 原 材 料：総平均法
  - (4) 仕 掛 品：総平均法
5. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) リース資産以外  
の有形固定資産：定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	6～65年
機 械 及 び 装 置	12年
車両 運搬具	4～6年
工具器具及び備品	2～15年
  - (2) リース資産以外  
の無形固定資産：定額法  
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

- (3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### (5) 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における要給付見込額を計上しております。

## 7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金  
銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについて  
は、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引  
金利スワップ取引

② ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引  
借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リ  
スクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスク  
を回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から期末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘ  
ッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、  
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略してお  
ります。

## 9. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 10. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月  
31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(II 会計上の見積りに関する注  
記)を記載しております。

## 11. 追加情報

当事業年度における会計上の見積りは、個別財務諸表作成時に入手可能な情  
報に基づいて合理的な金額を算出しておりますが、新型コロナウイルス感染症  
の今後の感染拡大や収束時期には相当程度の不確実性があることから、新型コ  
ロナウイルス感染症の感染状況や経済環境等が現時点の想定と乖離する場合に  
は、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度末における繰延税金資産は854百万円であります。

繰延税金資産の認識については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 2. たな卸資産の評価

当事業年度末におけるたな卸資産は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、その内訳は商品及び製品4,763百万円、仕掛品21百万円、原材料及び貯蔵品44百万円であります。なお簿価切下げによるたな卸資産の評価損99百万円が売上原価に含まれております。

たな卸資産の計上については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## III 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	21,749千円
短期金銭債務	403,194千円

### 2. コミットメントライン契約

当社は、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとして金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行高	100,000千円
差引	1,900,000千円

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

5,923,299千円

### 4. 保証債務

下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Ortho Development Corporation	786,112千円 (7,100千米ドル)
-------------------------------	--------------------------

なお、上記金額は期末日の為替相場により円換算しております。

## IV 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

仕入高	3,545,597千円
販売費及び一般管理費	44,098千円
営業取引以外の取引高	100,000千円

## V 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	91,845株	152株	一株	91,997株

(注) 上記自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が当期首において76,827株、当期末において76,827株を含めております。また、自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り152株によるものであります。

## VI 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税	14,396千円
賞与引当金損金算入限度超過額	53,055千円
商品評価損損金不算入額	218,423千円
未払費用	62,810千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	291,393千円
繰越欠損金	370,378千円
減損損失	8,896千円
繰延ヘッジ損益	△1,230千円
その他	33,728千円
小計	1,051,851千円
評価性引当額	△197,000千円
繰延税金資産合計	854,851千円

## VII リースにより使用する固定資産に関する注記

注記対象となる取引はありません。

## VIII 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Ortho Development Corporation	所有直接98.2	同社製品の購入等、債務保証、業務支援、役員の兼任	仕入高 (注)1	3,545,597	未収入金 買掛金	21,749 403,194
				販売費及び一般管理費 (注)1	44,098	—	—
				業務受託料 (注)2	100,000	—	—
				保証債務 (注)3	786,112 (7,100千米ドル)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。  
 2. 業務受託料につきましては、当該サービスに係る費用を勘案し、決定しております。  
 3. 当社は連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。  
 なお、保証料の受取はありません。また、ドル建金額は期末日の為替相場により円換算しております。  
 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 565円28銭

2. 1株当たり当期純利益 47円60銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は76,827株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は76,827株あります。

## X 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社日本エム・ディ・エム  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石上卓哉 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準について継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会  
常勤監査役 沼田 逸郎 単  
社外監査役 山田 美代子 単  
社外監査役 半澤 彰一 単

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第49期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、291,067,810円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役大川正男、瀬下克彦、近藤浩一、弘中俊行、澤木直人、日高康明、高柳好之、寺下和良、石川浩司、及び佐分紀夫の10名は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、経営基盤強化のために1名増員し取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	オオカワマサオ 大川正男 (1956年9月8日生) (再任)	1982年10月 監査法人中央会計事務所入所 2001年8月 当社取締役管理本部長 2001年9月 Ortho Development Corporation取締役（現任） 2002年10月 当社取締役海外担当（米国駐在） 2003年3月 Ortho Development Corporation代表取締役社長 2003年8月 当社常務取締役海外担当 2009年8月 当社代表取締役社長（現任） 2019年5月 Ortho Development Pty Ltd. 取締役（現任）	42,230株
取締役候補者とした理由等			
大川正男氏は、代表取締役として経営に携わり当社グループを牽引してメー カ一機能強化と北米事業の拡大に努めてまいりました。中期経営計画を着 実に進め、当社グループの業績回復及び業績拡大は十分に評価できる状況に あります。また、取締役会においては、その指導力を發揮して重要な経営判 断を決定し、他の取締役の業務執行を十分に監督しております。当社の現在 進めている中期経営計画を推進し持続的な成長を達成するためには、候補者 の実績や経営の指揮能力が必要と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	セシタカツヒコ 瀬下克彦 (1963年7月26日生) (再任)	1988年12月 当社入社 2001年3月 当社営業本部営業部長兼東京営業所長 2001年7月 当社営業本部第一営業部統括部長 2003年7月 当社営業本部営業戦略室長 2007年6月 当社営業本部長 2007年8月 当社取締役営業本部長（現任）	29,152株
取締役候補者とした理由等			
瀬下克彦氏は、整形外科医療機器業界の営業に精通しており、長年にわたり営業部門の責任者として当社の経営に携わり業績拡大に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の営業部門を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	コンドウコウイチ 近藤 浩一 (1967年4月7日生) (再任)	<p>1989年1月 当社入社      2003年7月 当社営業本部営業戦略室横浜営業所長（部長）      2005年8月 当社マーケティング部部長      2007年8月 当社取締役事業推進本部長      2010年8月 当社取締役東日本営業部長・スパンチーム担当      2015年4月 当社取締役マーケティンググループ長      2015年5月 Ortho Development Corporation取締役（現任）      2016年6月 当社取締役マーケティング本部長（現任）</p>	12,790株
取締役候補者とした理由等			<p>近藤浩一氏は、当社グループが属する整形外科医療機器業界の動向に精通しており、マーケティング部門の責任者として経営に携わり、当社グループの製品戦略を立案・実行し当社グループのマーケティング機能の強化に積極的に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社のマーケティング部門を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	弘中俊行 (1962年11月17日生) (再任)	<p>ヒロナカトシユキ</p> <p>1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社      2001年8月 デル株式会社ビジネスセールス本部本部長      2003年8月 同社エンタープライズ営業本部本部長      2006年12月 レノボ・ジャパン株式会社常務執行役員      2009年8月 当社取締役社長付営業担当      2010年8月 当社取締役営業本部・ODEV担当      Ortho Development Corporation取締役      2011年8月 当社取締役退任      Ortho Development Corporation取締役退任      2013年4月 Ortho Development Corporation取締役（現任）      2013年6月 当社取締役営業管掌兼経営企画担当      2014年4月 当社取締役営業管掌・経営企画・管理本部担当      2016年5月 当社取締役辞任      当社経営企画部長      2016年6月 当社取締役経営企画担当（現任）      2019年5月 Ortho Development Pty Ltd. 取締役（現任）</p>	6,400株

#### 取締役候補者とした理由等

弘中俊行氏は、経営企画、海外事業及び管理部門の責任者として、当社グループの経営に携わり、中期経営計画の立案を主導するとともに米国子会社の事業拡大に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の経営戦略の立案・実行、経営管理を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
	ヒダカヤスアキ 日高康明 (1970年9月11日生) (再任)	1992年12月 当社入社 2008年6月 当社営業本部営業部長 2010年8月 当社営業本部西日本営業部長 2015年4月 当社事業推進本部マーケティンググループトラウマ製品部長 2017年4月 当社営業本部特販部長 2020年6月 当社取締役営業副本部長（現任）	1,800株
5	取締役候補者とした理由等		
	<p>日高康明氏は、整形外科医療機器業界において、豊富な営業経験を有しております、また、医療従事者とのネットワークを活かし製品開発にも携わってきました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の営業部門を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
6	ブレント アレン バーソロミュー (1970年1月29日生) (新任) (非業務執行取締役)	<p>1996年1月 Deloitte Touche Tohmatsu Limited入社</p> <p>1999年2月 Ortho Development Corporation 入社 Director兼Controller</p> <p>2000年11月 同社CFO兼Vice President of Finance</p> <p>2002年2月 同社取締役CFO兼Finance &amp; Administration担当</p> <p>2006年6月 同社Executive Vice President</p> <p>2009年9月 同社President (現任)</p> <p>2018年3月 Ortho Development Corporation -China Legal Representative (現任)</p> <p>2019年5月 Ortho Development Pty Ltd Director兼Legal Representative (現任)</p>	一株
取締役候補者とした理由等			<p>ブレント アレン バーソロミュー氏は、長年にわたってOrtho Development Corporation (以下「ODEV社」) の経営に携わり、同社の成長を牽引してきました。近年、当社グループにおけるODEV社の役割は、日米共同開発体制を基軸に持続的成長を目指す中期経営戦略上高まってきております。品質管理や物流管理の観点から、ODEV社と緊密な業務協力体制を推進していく必要があり、また、内部管理情報や内部統制システムの運用状況を正確に適時に把握する必要性が増してきていると考えています。</p> <p>同氏は、長年にわたるODEV社経営の経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たせるものと判断します。当社とODEV社を統合した一体的な業務運営及び管理体制を確立・強化するため、候補者の豊富な知識や経験及び多様な価値観を当社グループの経営に役立てることが当社にとって最適と判断し、取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
7	タカヤナギヨシユキ 高柳好之 (1965年8月23日生) (再任) (非業務執行取締役)	1988年4月 日本特殊陶業株式会社入社 2013年2月 同社情報通信関連事業本部企画本部部長 2015年1月 同社テクニカルセラミックス関連事業本部半導体事業部企画管理部部長 2016年4月 同社半導体事業部事業部長 2016年10月 NTKセラミック株式会社取締役 2018年4月 日本特殊陶業株式会社執行役員メディカル事業担当 2019年4月 同社上席執行役員メディカル事業担当 2019年6月 当社取締役（現任） 2021年4月 日本特殊陶業株式会社上席執行役員ビジネスマネジメント室担当兼ビジネスサポートカンパニー長、本社工場長（現任）	一株
取締役候補者とした理由等			
高柳好之氏は、長年にわたり経理及び企画部門に従事し、事業戦略の立案及びその実践に高度な知見や豊富な経験を有しております。また、資本業務提携先である日本特殊陶業株式会社においてメディカル事業の責任者の経験を有し、同社との適切な協業及び関係強化に資するため、候補者の高度な知見や豊富な経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
8	テラシタカズヨシ 寺下和良 (1969年12月26日生) (再任) (非業務執行取締役)	1992年4月 日本特殊陶業株式会社入社 2017年4月 同社経営管理本部経理部部長 2019年4月 同社執行役員経営管理本部副副本部長兼経理部長 2020年4月 同社執行役員グローバルガバナンス本部担当兼本部長 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年4月 日本特殊陶業株式会社上席執行役員財務戦略室担当兼FP&Aカンパニー長（現任）	一株
取締役候補者とした理由等			
寺下和良氏は、長年にわたり経理・経営管理部門に従事し、経理・財務など管理業務に豊富な経験を有しております。また、資本業務提携先である日本特殊陶業株式会社との適切な協業及び関係強化に資するため、候補者の豊富な知見や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
9	スズキヨシタカ 鈴木義孝 (1972年1月13日生) (新任) (非業務執行取締役)	1995年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社）入社 2001年2月 株式会社野村総合研究所入社 2016年6月 日本特殊陶業株式会社入社 NGK Spark Europe GmbH Vice president & CSO 2017年4月 同社EMEA（欧州中東アフリカ）管掌 Vice president 2021年4月 同社執行役員事業化推進本部本部長（現任）	一株
取締役候補者とした理由			
鈴木義孝氏は、商社において子会社設立に参画された後、野村総合研究所において長年にわたり経営コンサルタントとして、上場企業各社の経営戦略策定支援や業務改革、M&A戦略やPMI支援といった経験を有しております。また、資本業務提携先である日本特殊陶業株式会社において、同社が20%強を占めるEMEA地域統括における戦略担当副社長としてグローバル経営を実践しており、同氏が有する豊富な知識や経験が当社の今後の経営にとって有用であると判断し、取締役候補者といたしました。			
10	イシカワヒロシ 石川浩司 (1968年6月8日生) (再任) (社外取締役)	1999年4月 大原法律事務所入所 弁護士登録（現任） 2013年6月 当社社外取締役（現任） 2013年12月 大和ハウスリート投資法人監督役員（現任）	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要			
石川浩司氏は、弁護士としての幅広い知識や経験を有しており、また、コーポレート・ガバナンスにも精通し、法律の専門家として当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員として、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣を監督する役割に期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
11	サブリントシオ 佐分紀夫 (1949年6月2日生) (再任) (社外取締役)	<p>1982年10月 監査法人中央会計事務所入所</p> <p>1986年3月 公認会計士登録</p> <p>1993年9月 中央監査法人社員（パートナー）</p> <p>1999年1月 テンプスタッフ株式会社入社</p> <p>2002年10月 株式会社イー・スタッフィング監査役</p> <p>2004年6月 テンプスタッフ株式会社取締役 サポート本部長</p> <p>2005年6月 同社常務取締役</p> <p>2008年10月 テンプホールディングス株式会社（現パーソルホールディングス株式会社）常務取締役グループ経営企画本部長</p> <p>2010年5月 テンプホールディングス株式会社常務取締役グループ経営企画本部長兼Kelly Services, Inc. 取締役</p> <p>2015年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2019年7月 レイズネクスト株式会社社外取締役監査等委員（現任）</p>	3,200株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

佐分紀夫氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験を有しております。また、長年にわたり企業経営に携わった経験も有しております。当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社役員の指名や報酬決定を諮問する指名・報酬諮問委員会の委員長として、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を役員人事や報酬の決定に反映させるなど、経営陣を監督する役割に期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者のうち石川浩司、佐分紀夫の両氏は、社外取締役候補者であります。  
　　石川浩司、佐分紀夫の両氏が社外取締役に再任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を継続する予定であります。  
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1)社外取締役候補者の独立性について  
　　石川浩司、佐分紀夫の両氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬は除く。）を受ける予定ではなく、また過去2年間に受けていることもあります。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2)社外取締役の候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
　　石川浩司氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。  
　　佐分紀夫氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 取締役候補者の責任限定契約について  
　　当社と高柳好之、寺下和良、石川浩司、佐分紀夫の各氏とは現に責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木義孝氏は、業務を執行しない取締役として選任する予定でありますので、選任が承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。  
　　なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。  
　　・会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位	所有する 当社の 株式数
アユカワマサアキ 鮎川眞昭 (1945年7月28日生)	1969年4月 監査法人中央会計事務所入所 1971年2月 公認会計士登録 2000年5月 中央青山監査法人理事・国際本部長 2006年9月 みずず監査法人理事、国際本部長 2007年8月 みずず監査法人清算人 2009年3月 東燃ゼネラル石油株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）社外監査役 2014年6月 株式会社熊谷組社外監査役（現任） 2016年3月 株式会社オークネット社外取締役（現任）	一株

補欠の社外監査役候補者とした理由等

鮎川眞昭氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験を有しており、また、長年にわたり多くの企業の社外監査役として豊富な経験を有しており、これらの専門的な知識・経験等を当社の監査体制の維持強化に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。

鮎川眞昭氏が社外監査役に選任され就任した場合には、独立役員となる予定であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 鮎川眞昭氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬は除く。）を受ける予定ではなく、また過去2年間に受けていることもあります。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

鮎川眞昭氏の選任が承認され就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。

- ・社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。

4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

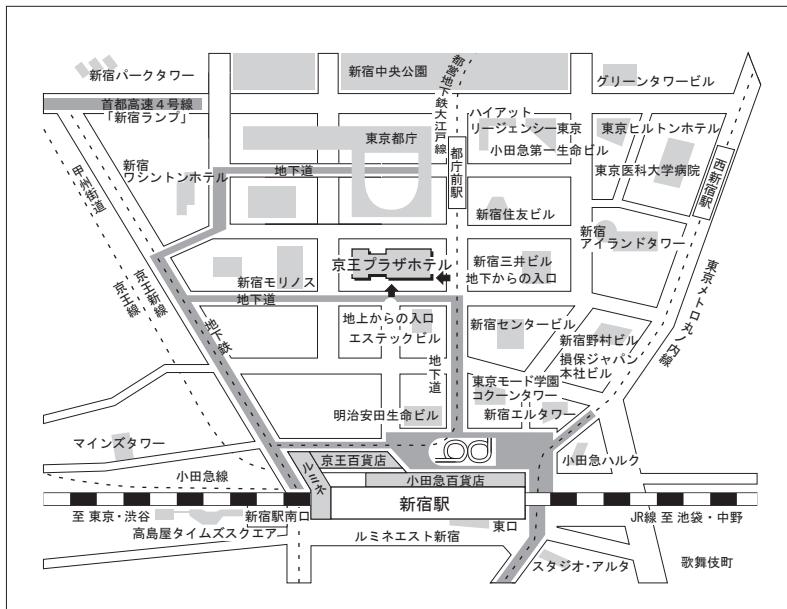
〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿2丁目2番1号

京王プラザホテル 南館4階 扇

電話 (03)3344-0111(代表)



徒歩なら——●JR・私鉄・地下鉄「新宿駅(西口)」「西新宿駅」下車徒歩5分  
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」直結

お車なら——●首都高速4号線「新宿ランプ」が便利です。

株式会社 **日本エム・ディ・エム**

東京都新宿区市谷台町12番2号

電話番号 03-3341-6545